令和８年度

山梨県職員（一般任期付職員）選考採用試験案内

山梨県では、インド最大の人口を有するウッタル・プラデーシュ州（以下「ＵＰ州」という。）との間で、水素・燃料電池関連技術の展開や高度外国人材の確保をはじめ、経済、産業、教育、文化など幅広い分野における交流・連携を推進しています。

また、県内企業の海外展開やインド企業とのビジネスマッチング支援など、民間レベルでの交流拡大にも取り組んでおり、今後、ＵＰ州との関係を戦略的かつ継続的に発展させていくことが求められています。

このため、本県とＵＰ州との交流・連携に関する業務を一元的に推進する「ＵＰデスク」を設置し、行政間連携の強化に加え、県内企業のビジネス展開支援や関係機関との調整などを担う専門人材を配置することとしました。

これらの取り組みを推進していくため、次のとおり任期付職員の募集を行います。

受付期間　令和８年１１月６日（金）～ 令和８年１２月４日（金）

１　試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	勤務場所	任　　期
行政	１名	山梨県新価値創造推進局 国際・水素戦略推進課 山梨県庁本館２階 （山梨県甲府市丸の内１−６−１）	令和９年４月１日から 令和１２年３月３１日まで （３年間）

２　職務内容

これまでの職務経験等を活かし、主に次のような事業の企画、調整、実施、運営等の業務に従事します。

（１）ＵＰデスクの運営・統括

山梨県とＵＰ州との交流・連携に関する業務の総合調整及び戦略立案

（２）行政間連携プロジェクトの推進

水素、産業振興、人材育成等の分野におけるＵＰ州政府及び大学等との連携事業の企画・推進

（３）県内企業の海外展開支援

県内企業とインド企業とのビジネスマッチング、現地情報の提供及び事業展開支援

（４）ネットワーク形成・関係構築

日本国外務省、在日本インド大使館など日印政府系機関及び日印交流促進知事ネットワーク参加県と連携した、山梨県とＵＰ州との継続的な交流の推進

３　求められる資質

（１）インドにおける事業活動、行政機関との折衝又は国際連携業務に関する豊富な実務経験を有し、本県とＵＰ州との交流・連携戦略を企画・立案できる能力を有すること

（２）インド及び日本国内における幅広いネットワークを活用し、行政、企業、大学等の多様な主体を結び

付けながら新たなプロジェクトを創出できる能力を有すること

（3）県内企業の海外展開支援や高度外国人材の確保など、本県の成長に資する取組を主体的に推進できる企画力、交渉力及び実行力を有すること

（4）本県とＵＰ州との交流・連携に熱意を持ち、同州政府との信頼関係の構築に必要な高度なコミュニケーション能力を有すること

（5）行政に求められる公平性、公正性及びコンプライアンス意識を備え、県全体の利益を踏まえた適切な判断ができること

4　受験資格

（1）次の①から⑤の要件を満たしている者が受験できます。

①令和８年８月３１日現在、インドにおいて通算３年以上の駐在経験を有し、かつ海外事業、国際業務、投資促進、人材確保、ビジネスマッチング等の分野における事業の企画・運営、関係機関との調整又はプロジェクトの推進について、通算５年以上の実務経験（※）を有すること

（※）「実務経験」には、休暇・休業・休職等のため１か月以上継続して勤務しなかった期間（産前産後休暇を除く。）は含みません。

②上記①の実務経験のうち、インドの行政制度、経済事情、企業活動又はビジネス慣行を踏まえて、業務上の判断又は対応を行った経験を有すること

③国、地方公共団体、外国政府機関、企業、大学その他関係機関との関係を活用し、複数の主体が関与する国際的な事業又はプロジェクトの企画、関係者間の調整若しくは推進に従事した経験を有すること

④英語を用いて、外国の行政機関、企業、大学その他の関係機関との業務上の意思疎通を行った経験を有すること

⑤普通自動車運転免許を所持していること（ＡＴ限定可）

（2）次のいずれかに該当する者は受験できません。

①日本国籍を有しない者

②地方公務員法第１６条に該当する者

・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
・山梨県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者
・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5　試験の方法

区分	時期	内容
第１次選考 （書類選考）	令和８年１２月上旬	提出された書類に基づき、資格要件、経歴、小論文の内容について審査します。
第２次選考 （人物考査）	令和９年１月上中旬	公務員として職務遂行に必要な素質及び適性について個別面接を行います。

※第２次選考は、第１次選考の合格者が対象となります。日時及び場所は、別途連絡します。

６　受験手続等

（１）受験手続等

<table>
<tr><td colspan="2">受付期間</td><td>令和８年１１月６日（金）から令和８年１２月４日（金）まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">申込書類</td><td>次の書類について申込先まで直接持参するか、又は郵送してください。
① 山梨県職員（一般任期付職員）選考採用試験申込書（様式第１号）
② 履歴書（様式第２号）
※履歴書には、申込前６か月以内に撮影した写真（タテ４㎝×ヨコ３㎝、上半身脱帽、正面向きのもの）を貼り付けてください。
③ 小論文（様式第３号）　※（２）を参照してください。
④ 職務経歴書（様式第４号）
⑤ 最終学校等の卒業証明書及び成績証明書

様式第１号から様式第４号については、下記 URL からダウンロードして下さい。
https://www.pref.yamanashi.jp/kokusai/saiyou2027/updesk.html</td></tr>
<tr><td rowspan="2">申込方法</td><td>持参の場合</td><td>令和８年１１月６日（金）から令和８年１２月４日（金）まで
午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時まで
ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。</td></tr>
<tr><td>郵送の場合</td><td>封筒の表に「選考試験」と朱書きし、必ず書留郵便としてください。
令和８年１２月４日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。</td></tr>
<tr><td colspan="2">申込先、問合せ先</td><td>山梨県新価値創造推進局国際・水素戦略推進課
〒400-8501　山梨県甲府市丸の内１－６－１（山梨県庁本館２階）
電話　055-223-1435</td></tr>
</table>

（２）小論文

① テーマ　「インドとの連携による山梨県の成長戦略について（山梨県の各種施策と民間企業のインドビジネス展開の２つの視点から）」

－人口減少やグローバル競争の進展など、本県を取り巻く社会経済情勢が変化する中、インドとの連携は、本県の持続的な成長を実現するための重要な取り組みの一つとなっています。

－山梨県では、インド・ウッタル・プラデーシュ州（ＵＰ州）との間で、水素関連技術の展開、高度外国人材の確保・育成、経済交流などの分野において連携を進めています。また、県内企業によるインド市場への展開や、インド企業とのビジネス連携の拡大も期待されています。

－こうした状況を踏まえ、山梨県の各種施策及び民間企業のインドビジネス展開の２つの視点から、本県とインドとの連携をさらに発展させるためには、今後どのような取り組みが必要であると考えるか論述してください。あわせて、あなたがＵＰデスク責任者として着任した場合、これまで培った知識、経験及び人的ネットワークをどのように活用し、その実現に向けてどのような役割を果たすことができるのかについて、2,000 字以内で論述してください。

② ダウンロードした様式に記入し提出してください。記入は、横書きとし、パソコン等による入力、自筆いずれでも構いません。様式には小論文のテーマは書かず、１行目から記述してください。

７　合格発表

区分	時期	内容
第１次選考 （書類選考）	令和８年１２月１８日	選考結果を申込者全員に書面で郵送により通知します。
第２次選考 （人物考査）	令和９年　１月１５日	選考結果を受験者全員に書面で郵送により通知します。

※第２次選考結果を通知した後、職務経験期間等の確認のため、職歴証明書を提出していただきます。

なお、職歴証明書は、勤務期間及び実務経験期間の始期及び終期、１か月以上の休職等の有無と期間について、在職していた法人等から証明を受けたものとし、その提出がない場合は、採用される資格を失います。

８　選考結果の提供

選考結果は、山梨県個人情報の保護に関する法律施行条例第１９条の規定により、簡易な手続による保有個人情報の提供の申出をすることができます。電話、はがき等による申出では提供できません。

提供の申出をする場合は、受験者本人が、本人であることを確認できる書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券、写真付きの証明書等）を持参の上、提供期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前９時から正午まで及び午後１時から午後５時までの間に直接提供場所へお越しください。

区分	申出できる者	提供内容	提供期間	提供場所
第１次選考	不合格者	総合ランク	各選考の結果の通知日から１月間	山梨県新価値創造推進局 国際・水素戦略推進課 （県庁本館２階） 山梨県甲府市丸の内 １－６－１
第２次選考	受験者	総合得点及び順位		

９　給料

給料は、山梨県一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づき、採用者の経歴等を勘案の上、決定します。また、通勤手当、期末手当等の諸手当が支給要件に応じ支給されます。また、県外から採用に伴い引っ越してくる場合は、空きがあれば県宿舎への入居が可能です。

１０　服務等

勤務時間、休暇、服務、分限等については、任期の定めのない一般職員と同じです。

任期付職員は、常勤の一般職の地方公務員であり、秘密を守る義務、営利企業等への従事等の制限など地方公務員の服務に関する規定が適用されます。

１１　注意事項

（１）試験当日、受付に遅れた者は受験できません。ただし、公共交通機関の不通・遅れなどやむを得ない事由がある場合には、遅延証明書の提出など事実を確認した上で受験を認める場合があります。

（２）この選考試験の実施に際し収集する個人情報は、この選考試験のために必要な範囲でのみ使用します。

（３）地震、台風等の災害等により、やむを得ず選考試験の日程を変更するなど、選考試験に関して緊急のお知らせがある場合には、国際・水素戦略推進課のホームページでお知らせします。

国際・水素戦略推進課　https://www.pref.yamanashi.jp/kokusai/

１２　その他

令和８年１２月２５日に施行の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（以下「こども性暴力防止法」という。）に基づき、こどもと接する業務の従事者については、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。

特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）、こども性暴力防止法に基づき、当該業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用までの間に、書面等により特定性犯罪事実該当者であるか否かを確認することがあります。なお、この結果、該当者であることが判明した場合は、当該業務に従事することができませんので、あらかじめご了承ください。

※「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容については、こども性暴力防止法第２ 条第７項及び第８項を参照してください。